

三鷹市

緑と水の

基本計画2027

緑と水の公園都市をめざして



市全体を大きな「緑のまち」へ

このたび、『第5次三鷹市基本計画』及び他の個別計画の策定、改定に併せて三鷹市の将来像である「緑と水の公園都市」を実現するための計画となる『緑と水の基本計画 2027』を策定しました。

市内には、武蔵野の面影が残る雑木林や屋敷林、地場産野菜や果物などをはぐくむ農地、緑豊かな国分寺崖線、歴史と文化を今に伝える玉川上水、市民の皆様のワークショップで復活した丸池など、数多くの緑と水の空間があり、これらが三鷹市の素晴らしい魅力となっています。

また、公園・緑地は市民の皆様が豊かな生活を送るうえで貴重な財産であると同時に、気候変動や生物多様性など環境の視点からも重要な財産であり、多様な機能が期待されています。

一方で、社会状況の変化に伴って大規模な土地利用転換や宅地開発が進み、生産緑地や雑木林などの緑地空間は減少傾向にあり、適切な対応が求められています。また、近年の自然災害などから防災・減災のまちづくりの視点がより一層重要となり、公園の整備と緑の保全・創出を図ることは、市の大きな使命であると考えます。

このため、緑と水の公園都市の表玄関にあたる三鷹駅前地区に“子どもの森”をつくり、市内全体のさまざまな緑地、里、樹林、農地をつなぐことで市全体を大きな「緑のまち」にする“百年の森”構想を推進していきます。

また、「北野の里（仮称）」では、東京外かく環状道路の蓋かけ上部空間等への公園空間の創出、その周辺部における緑と農のある地域特性を活かした適切な土地利用の誘導により一体的なまちづくりを目指していくこととしています。

緑と水の公園都市をめざす取り組みには「NPO 法人花と緑のまち三鷹創造協会」をはじめ、公園ボランティアの皆様による公園の清掃活動、コミュニティガーデンの整備、市民緑化推進委員の皆様と進めてきた「ガーデニングフェスタ」の開催など、市民の皆様との協働の取り組みも重要です。今後もこうした市民参加や協働の取り組みを拡充しながら、防災、減災のまちづくりの視点を踏まえ、今まで以上に緑と水の保全及び創出に取り組んでいきたいと考えています。

これからも市民、事業者、関係団体等の皆様との協働によって「緑と水の公園都市」をめざしてまいります。

皆様の一層のご参画をよろしくお願いいたします。

令和7（2025）年3月

三鷹市長 河村 孝

目 次

第1章 計画の前提	1
1 計画策定の目的と位置づけ	2
2 景観や緑に関する法律・上位計画等の整備	5
3 計画策定の背景	6
第2章 緑と水の現状と課題	9
1 緑と水の現状	10
2 緑と水の課題	19
第3章 計画の基本的考え方	23
1 計画の基本理念	24
2 「三鷹市緑と水の基本計画 2027」が目指す都市の将来像	24
3 計画の基本方針と目標指標	31
4 計画の体系	36
第4章 重点事業と各施策・事業の主な内容	37
1 重点事業の展開	38
2 各施策・事業の主な内容	47
3 住区ごとの「緑と水の方針」	55
第5章 回遊ルート整備計画	63
1 整備計画の全般	64
2 拠点整備計画	67
3 ルート整備計画	103
4 歩いて楽しいみちづくりへの取り組み	113
第6章 重点的な整備による推進	119
1 緑と水の環境整備重点地区	120
2 緑化重点地区	123

第7章 計画の推進	133
1 推進体制の整備	134
2 計画の進行管理	136

資料編	137
1 緑地保全地区等の保全計画	138
2 用語説明	141

第1章 計画の前提

- 1 計画策定の目的と位置づけ 2
- 2 景観や緑に関する法律・上位計画等の整備 5
- 3 計画策定の背景 6

1 計画策定の目的と位置づけ

（１）策定の目的

都市における公園・緑地は、都市のオープンスペースとして、良好な都市環境の保全、防災、レクリエーション、良好な都市景観の形成、生物多様性の確保、気候変動の緩和など様々な機能があり、都市の住民が健康で文化的な生活をする上で不可欠なものです。

そして近年、気候変動の影響や少子高齢化のさらなる進行、新型コロナウイルス感染症によるライフスタイルや意識の変化等から緑や公園等の重要性が再認識され、都市の低炭素化や防災・減災のまちづくり、生物多様性の観点から、身近な公園等の充実や適切な維持保全による緑の質の向上、グリーンインフラの取組みの推進が求められています。

本計画は、前計画の基本理念を継承し、「緑と水」の視点から、三鷹市における「高環境・高福祉」「豊かで質の高いまちづくり」をめざして、まちづくりへの市民参加等を一層促進し、市民、事業者・関係団体等と市の協働により、緑と水の保全創出に取り組み、緑豊かでうまいのある都市を形成し、三鷹市の将来像である「緑と水の公園都市」の実現を図るものです。

（２）計画の経緯と位置づけ

「三鷹市緑と水の基本計画 2027」は、「三鷹市緑と水の保全及び創出に関する条例」に規定する「基本的かつ総合的な計画」及び「都市緑地法」に規定する「緑の基本計画」として位置づけられます。また、緑に関する諸施策を示した「三鷹市緑計画」（昭和 63 年策定）と、緑と水のまちづくりの具体的な整備計画である「緑と水の回遊ルート整備計画」（平成 6 年策定）を統合し、緑と水に関するまちづくりのマスタープランとして平成 17 年に策定された「三鷹市緑と水の基本計画」を継承した計画となります。

計画の策定においては、都市緑地法（第 4 条第 3 項）に基づき、都市計画法による「三鷹市土地利用総合計画 2027」、環境基本法による「三鷹市環境基本計画 2027」、景観法による「三鷹市景観づくり計画」と整合を図りつつ、第 5 次三鷹市基本計画や各個別計画で示す都市像を実現するための方策を、緑と水の観点から明らかにする総合的な計画（緑と水のまちづくりに関するマスタープラ

ン)として位置づけるものです。

(3) 計画の推進主体

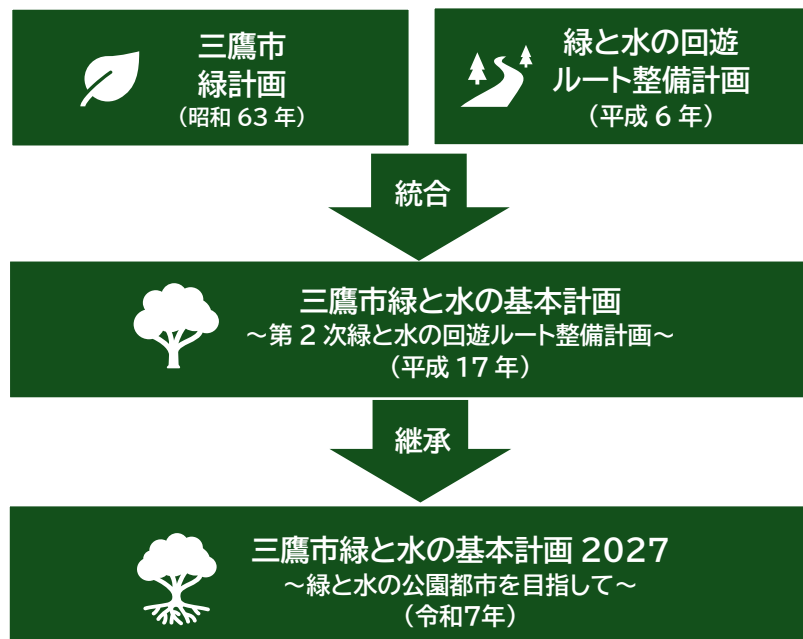
本計画の推進主体は、市民、事業者・関係団体等、市の総体です。これら各自の自主・自律的、かつ積極的な行動を目指すとともに、相互の協力も併せて推進していくものとします。

(4) 計画の対象区域

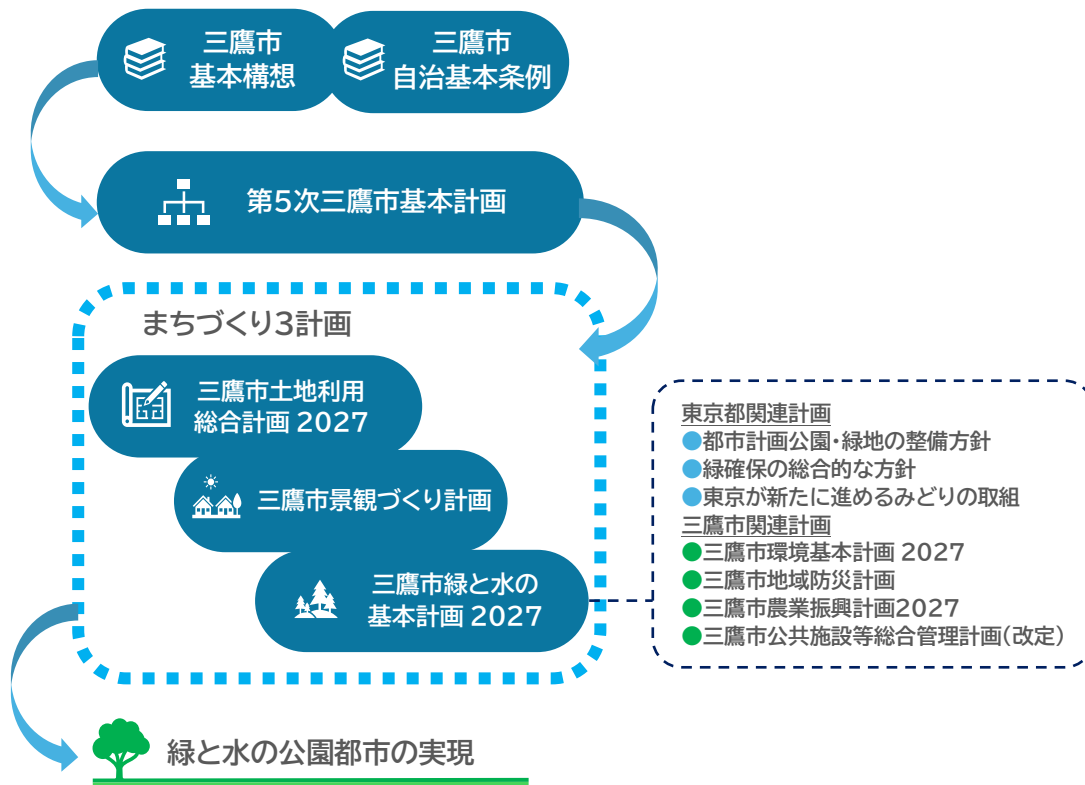
本計画の対象区域は、三鷹市全域（16.42k m²）とします。

(5) 計画の目標年次

目標年次は、「第5次三鷹市基本計画」と整合を図り、2027年度（令和9年度）とします。



■図 1-1 これまでの経緯



■図 1-2 まちづくり3計画の位置づけの概念図

2 景観や緑に関する法律・上位計画等の整備

調整・整合を図っている上位計画・法令は以下のとおりです。

(1) 法令

- 「都市公園法」
- 「都市緑地法」
- 「生物多様性基本法」
- 「気候変動適応法」

(2) 都・市の諸計画・上位計画との関連

①東京都の関連計画等

- 「緑確保の総合的な方針」
- 「都市計画公園・緑地の整備方針」
- 「都市づくりのグランドデザイン」
- 「東京が新たに進めるみどりの取組」
- 「東京都生物多様性地域戦略」

②三鷹市の上位・関連計画

- 「第5次三鷹市基本計画」
- 「三鷹市土地利用総合計画 2027」
- 「三鷹市環境基本計画 2027」
- 「三鷹市景観づくり計画」
- 「三鷹市環境基本計画 2027」
- 「三鷹市地域防災計画」
- 「三鷹市農業振興計画 2027」
- 「三鷹市公共施設等総合管理計画（改定）」

3 計画策定の背景

「三鷹市緑と水の基本計画 2027」策定に際し、市の取り組みなどについて、次の（１）～（７）に整理します。

（１）「緑と水の公園都市」の将来像の実現のため、 市民、事業者・関係団体等、市の一層の協働の必要性

三鷹市ではこれまで、「緑と水の公園都市」の将来像の実現に向け、安全性や利便性、快適性等の視点から、環境に配慮した持続可能な社会の形成を進めてきました。しかしながら、年々三鷹の原風景である緑地や農地、生物が生息できる環境が失われていく中で、これらをくい止め、良質な緑を保全・創出していくためには、より一層、市民、事業者・関係団体等、市が連携・協働していくことが求められています。

（２）新たなまちづくりの展開への対応の必要性

平成 19（2007）年 4 月に東京外かく環状道路の都市計画変更が行われたことを踏まえたジャンクションの周辺地域及び蓋かけ上部等を含む「北野の里（仮称）」の整備のあり方や、三鷹駅前地区の再開発を始めとする都市再生の拠点となるまちづくりなど、市内での計画・整備に対して、良好な樹林や農地の保全、失われた緑に代わる新たな緑の創出等に関する方針・方策などを示すことが求められています。



（３）公園緑地の防災面における役割の確認の必要性

能登半島地震や豪雨被害など、近年、多発している自然災害や、また首都直下地震の発生の可能性が指摘される中で、平時及び災害発生時、また復旧・復興時において公園がグリーンインフラとして果たすべき機能・役割が求められています。必要に応じて公園の防災機能拡充を図ることが必要です。

（４）安全・安心な公園づくりの必要性

公園内の施設・設備、およびその利用方法については、以前よりもより厳しく「安全・安心」が求められるようになってきています。新規の公園設置では、これら新しい時代の安全・安心の感覚に適応した設計・デザインを行っていくことが求められています。また、現在更新時期を迎えている街区公園・児童遊園については、安全性を考慮し、遊具や設備を随時更新していくことに加え、性別、年齢、言語、障がいの有無などにかかわらず、一緒に楽しめるインクルーシブ遊具の整備や近年の熱中症対策などへの対応も求められています。

（５）社会情勢の変化と地球環境問題への対応の必要性

環境問題に対する意識の拡がりや社会情勢、ライフスタイルの変化の中で、価値観や生活意識の多様化が進んでおり、緑や水に求められる質や、緑や水と市民生活との関わり方にも変化が見られます。気候変動への対策については、これまでの大気汚染、ヒートアイランド現象などに加え、次の世代にも大きく関わる世界的関心事として注目され、SDGsの17の目標の1つに掲げられています。

特に、都市部では温暖化による気温上昇に加えてアスファルトやコンクリートが熱せられることにより、ヒートアイランド現象が起きています。この暑さを和らげる街路樹や農地などの緑はとても重要です。市内の緑被率が減少していますが、ヒートアイランド現象を和らげるためにもグリーンインフラを増やすことが必要です。また、脱炭素社会にむけた負荷の軽減を考える上で、緑の保全や適正な維持管理により、貴重な緑資源を次世代に継承していくことが求められています。

（６）生物多様性への配慮の必要性

地球環境問題に加え、近年別な環境テーマとして「生物多様性の保全」がクローズアップされています。「三鷹市緑と水の基本計画 2027」でも生態系の保全や、それに寄与する緑のネットワーク形成の必要性などを示しています。今後も生物多様性の保全や施策を推進していくことが求められています。

（７）関連計画・法律と整合した計画策定の必要性

本計画では、都市公園法、都市緑地法、都市計画法、景観法、生物多様性基本法などの法律や諸制度、国や東京都の諸計画、「三鷹市土地利用総合計画 2027」や「三鷹市景観づくり計画」等との整合・連携の上で、緑と水のまちづくりをさらに推進していくことが必要です。都市緑地法においては、気候変動対策や生物多様性の確保、幸福度（Well-being）の向上等の課題解決に向けて、都市において緑地の質・量両面での確保等を推し進めるために一部が改正されました。

第2章

緑と水の現状と課題



1	緑と水の現状	10
2	緑と水の課題	19

1 緑と水の現状

緑と水に関わる三鷹市のこれまでの取り組みを振り返るとともに、令和5年度実施の「三鷹市緑の現況調査」の結果を中心に緑と水の現状を整理します。

（１）これまでの取り組みについて

「緑と水の公園都市」の将来像を実現するため、「三鷹市緑と水の基本計画 2022」に基づき、安全性や利便性、快適性などを視点に高環境のまちづくりに取り組んできました。

これまで、緑と水の回遊ルート整備計画に基づく大沢の里、牟礼の里、丸池の里などの拠点整備では、ふるさと空間を再生する「ふれあいの里」の公有地化等の整備を進めてきました。

平成30年度には施設の老朽化や市民ニーズの変化・多様化への対応が求められる公園・緑地の適切な活用に向けて、今後の公園づくりの基本的な考え方を示した「公園・緑地の適切な活用に向けた指針」を策定しました。

安全で安心な公園づくりの推進では、「安全で安心な公園づくりガイドライン」及び「三鷹市公園・緑地の適切な活用に向けた指針」に基づき、市民参加による地域ニーズに合わせた公園のリニューアルや遊具の改修などを計画的に進めました。併せて、市民と協働によるワークショップ等を開催し、令和4年度には「中原もみじ防災公園」、令和6年度には関係団体との意見交換を経て、「下連雀児童公園」に誰もが一緒に遊べて楽しめるインクルーシブ遊具を整備するなど、安全で安心して憩える空間と地域における防災機能の強化を図る公園整備を行ってきました。花と緑のまちづくり事業の推進では、NPO 法人花と緑のまち三鷹創造協会と連携しながら、「ガーデニングフェスタ」の開催、「街かど花壇」づくり、「花と緑の広場」の運営等を市民と協働で取り組みました。

また、三鷹の原風景である緑地、屋敷林や農地等、生物が生息できる環境が失われていく中で、民有地における屋敷林・農地等の保全に対する支援を進めるとともに、緑と水の保全、再生・創出のための施策の検討を進め、まちづくりと連携した農地の保全・活用に努めます。

今後の新たなまちづくりの展開で創出される拠点や空間等については、「コミュニティ創生の拠点」として周辺環境と調和を図り整備を進めるとともに、近年の環境問題への対応や樹林や農地の緑の喪失、災害に強い安全で安心な公園づくりなどについて、社会情勢等を的確に把握しながら保全と創出を推進していきます。

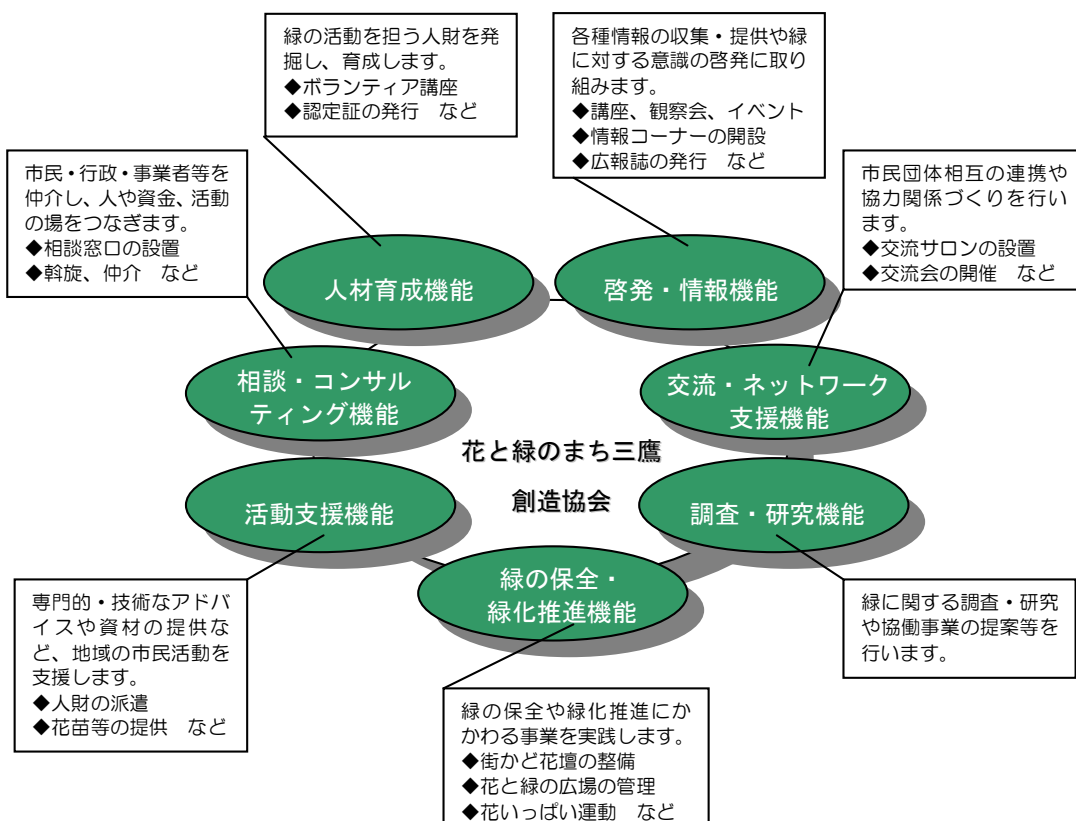


特定非営利活動法人

花と緑のまち三鷹創造協会

「花と緑のまち三鷹創造協会」は、花と緑の市民活動をサポートし、花と緑に係わる協働の取り組みをより一層推進することを目的に、三鷹を花や緑あふれるまちにしたいと思う人が集まり活動できるよう平成21年4月に設立しました。同年8月にはNPO法人格を取得し、「NPO法人 花と緑のまち三鷹創造協会」が誕生しました。

本協会は、中間支援組織として市民・事業者・行政をコーディネートし、「花と緑のまち三鷹」をテーマに、花や緑を担う人づくり、市民のみなさんが花や緑の活動に参加できる仕組みや場づくり、市民・市民団体間のネットワークづくりの活動など、市のパートナーとして花と緑のまちづくり事業を展開しています。



（２）緑の現況

①緑被率は、“減少傾向”にあります

平成 22 年度の緑被率は 33.46%、平成 30 年度緑被率は 32.53%、令和 5 年度の緑被率は 32.20%となっており、宅地開発による樹林地、農地の減少のほか、東京外かく環状道路事業の用地取得等による農地等の減少などが要因の一つと考えられます。そのため、自然緑地等の保全、環境配慮制度に基づく緑化指導等、民有地における接道部緑化など緑化の推進を図っています。

引き続き、民有地や再開発事業等の新たなまちづくりの整備において、緑化の創出・保全を図っていくことが求められています。

②農地面積は、“減少傾向”にあります

平成 4 年の生産緑地法（新法）の施行時に指定された生産緑地地区が令和 4 年（2022 年）に指定後 30 年を迎えたこともあり、農地面積は減少傾向にあります。生産緑地の追加及び特定生産緑地の指定、生産緑地の活用、市民農園・学校農園等の充実、都市型農業の育成等、これまでの取り組みをより強化するとともに、まちづくりと連動した新たな都市農地の保全の推進が求められています。

③公園緑地の面積は、“微増傾向”にあります

市内における公園緑地等の面積は、平成 26 年度から令和 5 年度にかけて増加傾向にあります。今後も引き続き公園緑地の拡充整備の実施、新規の大規模開発における公園緑地面積の確保などの取り組みが求められます。

④生垣化率は、“微減傾向”にあります

市では生垣の造成に対する助成やモデルルートの設定、建築行為等にあたっての緑化指導による接道部緑化等の推進を行っているものの、微減傾向にあります。今後、震災時の災害防止策としても、ブロック塀から生垣等への転換の推進が求められます。

⑤保存樹林・保存樹木は、“減少傾向”にあります

「三鷹市緑と水の保全及び創出に関する条例」に基づき市が指定する保存樹林は 6 箇所（令和 6 年 4 月）、保存樹木は 698 本（令和 6 年 4 月）となっています。開発事業や相続による売却等により指定する保存樹林・樹木や屋敷林は年々減少

傾向にあり、身近な緑を守る必要があることから、今後、農地と同様に保全や拡充に関する制度等の検討や相続税対策に関する国への働きかけなどが求められます。

⑥屋上緑化面積は“微減傾向”にあります

都市におけるヒートアイランド現象の緩和、美しく潤いのある都市空間の形成等の観点から開発事業時において誘導するなど、屋上緑化の推進に取り組んでいます。しかしながら、屋上緑化箇所数は増えているものの、面積は微減傾向にあることから、市では助成制度を令和5年度に創設しました。今後も、屋上緑化面積の拡充などの取り組みが求められます。

⑦公園ボランティアが管理する公園数は“微増傾向”にあります

近年、公園ボランティアが管理する公園数は微増傾向にありますが、ボランティアの高齢化が課題となっています。市では制度の拡充や広報活動の充実、ボランティアの育成事業に取り組み、市民管理による公園の増加をめざしています。自主管理・公園ボランティアの支援、ボランティア活動支援内容の充実、若年層のボランティア等への参加促進、ボランティア及びコーディネーターの育成など、これまでの取り組みに加え「NPO法人 花と緑のまち三鷹創造協会」を中核とした活動などにより、市民の活動機会の充実が求められています。

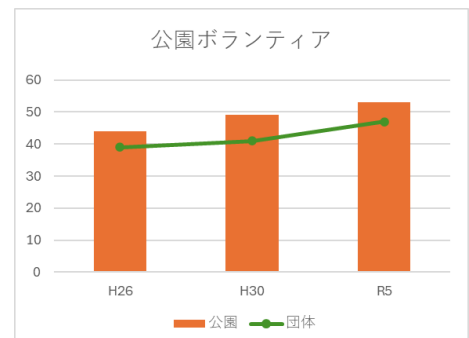
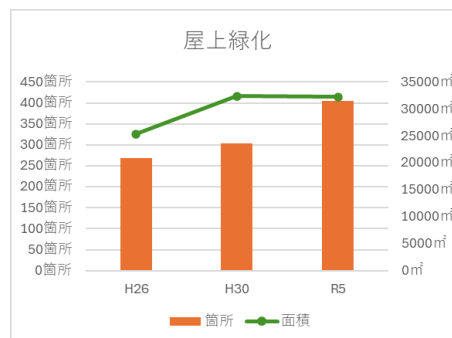
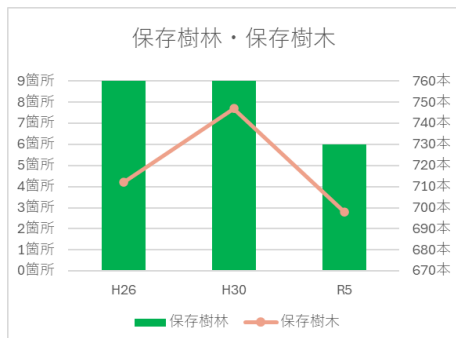
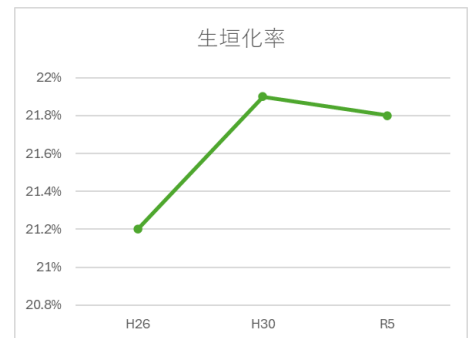
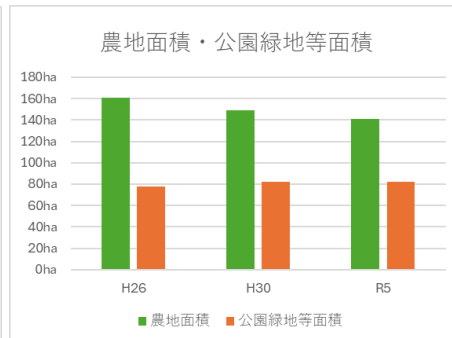
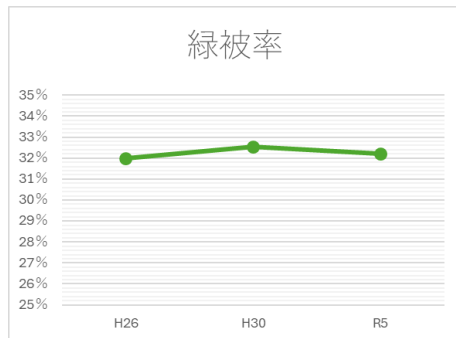
(3) 前計画目標値の達成状況

表2-1 緑の状況変化において、農地面積、屋上緑化件数は目標値を達成したものの、その他の項目については未達成でした。

要因としては、相続等に伴う宅地開発による樹林地、農地の減少のほか、東京外かく環状道路事業の用地取得等による農地等の減少や公園等整備事業の遅延などです。そのため、自然緑地等の保全、環境配慮制度に基づく緑化指導等、民有地における接道部緑化に対する助成制度など緑化の推進を図るとともに、公園緑地の拡充整備の実施、新規の大規模開発における公園緑地の確保、東京外かく環状道路の蓋かけ上部空間等における暫定広場の利用などに取り組めます。

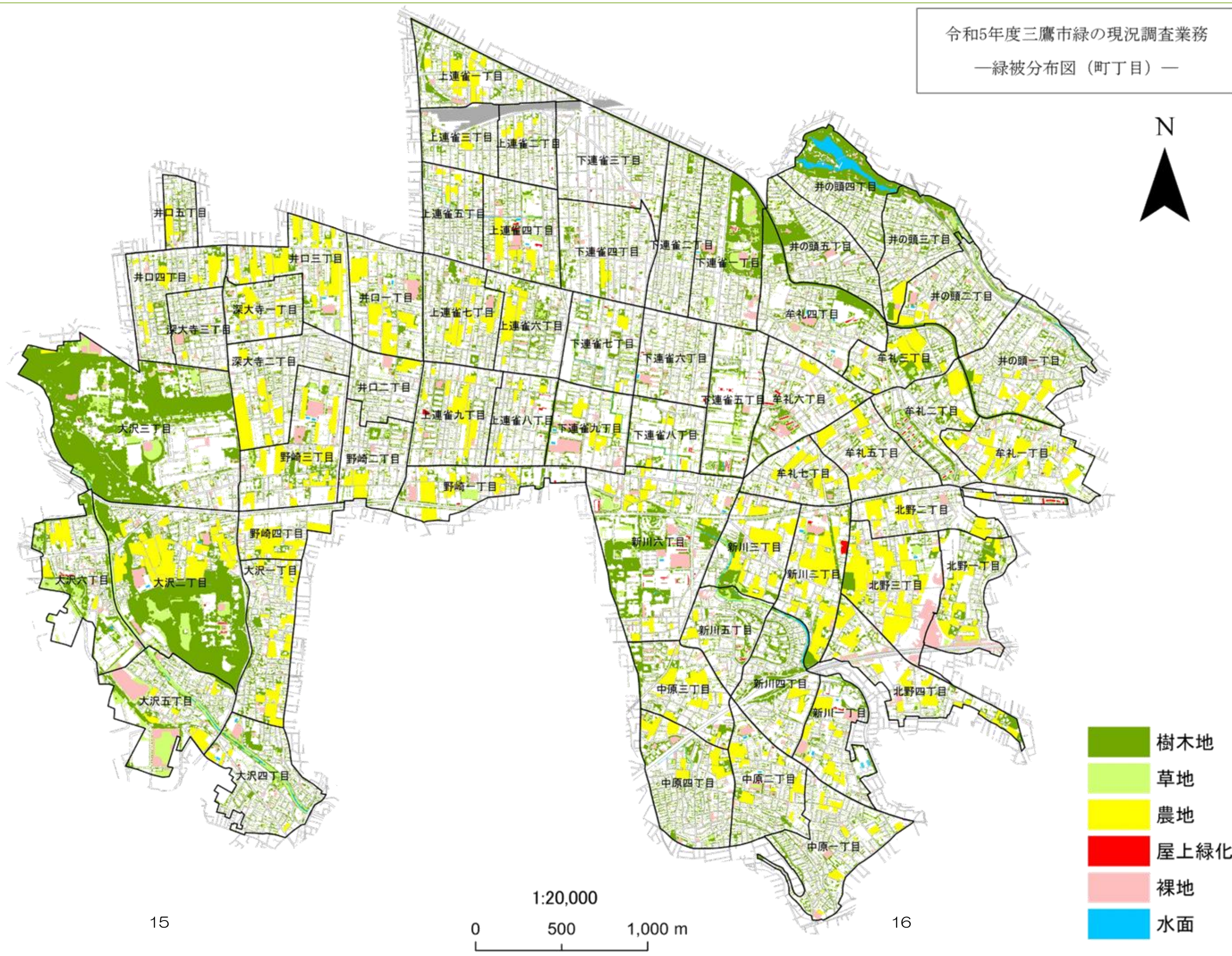
■表 2-1 緑の状況変化

年度 項目	平成 26 年度 実績	平成 30 年度 実績	令和 5 年度 実績	前計画 目標値
緑被率	32.00% (平成 24 年度 調査)	32.53% (平成 30 年度 調査)	32.20% (令和 5 年度 調査)	33.00%
農地面積	161ha	149ha	141ha	140ha
公園緑地等面積	77.8ha	82.1ha	82.4ha	90.0ha
生垣化率	21.2% (平成 24 年度 調査)	21.9% (平成 30 年度 調査)	21.8% (令和 5 年度 調査)	22.0%
保存樹林 保存樹木	樹林：9箇所 樹木：712本	樹林：9箇所 樹木：747本	樹林：6箇所 樹木：698本	樹林：10箇所 樹木：704本
屋上緑化	268箇所 25,357㎡ (平成 24 年度調査)	303箇所 32,402㎡ (平成 30 年度調査)	404箇所 32,250㎡ (令和 5 年度調査)	336箇所 36,000㎡
公園ボランティアが管理する公園数	44公園 39団体	49公園 41団体	53公園 47団体	60公園 50団体



令和5年度三鷹市緑の現況調査業務

—緑被分布図（町丁目）—



(3) 水の現況

①河川と湧水

三鷹市には、井の頭池を源として江戸の飲料水の水源であった「神田川」、丸池付近の豊富な湧水が川の流れをつくりだしている「仙川」、国分寺市恋ヶ窪付近の湧水群を水源とする「野川」の三本の一級河川があります。これまで治水のための改修工事や、良好な河川環境を取り戻すための水辺環境整備が進められてきましたが、全体としては生きものの生息空間としても、市民が水辺に親しめる空間としても、十分な環境にあるとは言えない状況になっています。

河川の水については、各河川とも安定した水源を有しておらず、雨天時に雨水が流れるだけの排水路となっている区間もあり、渇水期には水が枯渇するなどの問題も生じています。

こうした河川の水源ともなる湧水については、平成2年の調査では、市内に16箇所確認されていた湧水地点が、平成7年の調査では7箇所となり、令和5年度の調査でも7箇所を維持しています。

玉川上水については、連続した緑の帯を形成するなど、自然、歴史の両面から貴重な存在となっており、江戸の用水供給施設として貴重な土木遺産である羽村市から渋谷区までの開渠部分約30kmが、平成15年8月に国の史跡として指定されています。しかし、樹木の繁茂等による在来種の立ち枯れや法面の崩壊など、適正な保全・管理を進めていく必要が生じてきています。

今後も、これら湧水を含み市内の水資源の実態調査を定期的に行っていく必要があります。

■表 2-2 三鷹市内の湧水地点数の推移

調査年次	平成 12 年	平成 15 年	平成 20 年	平成 25 年	平成 30 年	令和 5 年
湧水 地点数	7	7	7	7	7	7

■表 2-3 三鷹市内の湧水地点（市内全7ヶ所：令和5年度調査）

名 称	所 在 地	流入河川
野川公園（3か所点在）	大沢 3-10	野川
野川公園	大沢 2-15	野川
野川公園	大沢 2-15	野川
民家（2か所点在）	大沢 2	野川
第七中学校崖下	大沢 2-20	野川
仙川勝渕橋	新川 5-1	仙川
神田川神田上水橋上流	井の頭 3-1	神田川

出典：東京都環境局自然環境部水環境課「湧水マップ」（令和5年度版）

2 緑と水の課題

前項までに整理した近年の市政や社会の背景・動静、ならびに緑と水に関する現況などを勘案し、「三鷹市緑と水の基本計画 2027」において、特に取り組むべき課題を以下のように整理します。

（１）市民協働による緑と水のまちづくりの更なる展開

「緑と水の公園都市」を実現するためには、市民、事業者・関係団体等、市が協働して、緑と水の保全・創出に取り組む必要があります。

市民活動の面では、平成 21 年度に花と緑の市民活動をサポートする中間支援組織として、「NPO 法人 花と緑のまち三鷹創造協会」を設立し、より市民に近いところで緑の市民活動の支援を行う体制の整備を行いました。引き続き、同協会と連携して緑に関する市民活動に対する支援のより一層の充実及び拡充、市民の担い手やコーディネーター等の育成などに取り組み、緑の普及、啓発や、市民による市民への緑化意識の浸透の拡大を推進していく必要があります。

また、「三鷹市まちづくり条例」の開発事業や一定規模以上の建築計画等については、緑化指導等により、民有地の緑化の誘導を図っています。

緑と水のまちづくりを推進し、緑と水の良好な環境を次世代に継承するため、これまでも増して市民協働の重要性を認識し、市民、事業者・関係団体等、市それぞれの役割と、その具体的な仕組みや施策について定めた計画とする必要があります。



花と緑の広場

（２）防災機能の充実と魅力ある公園づくり

平成 30 年の北海道胆振東部地震や令和 6 年の能登半島地震をはじめ、全国各地で大規模な自然災害が多発しています。また、千葉県や東日本の各所に甚大な被害が生じた令和元年度の台風 15 号や台風 19 号、令和 6 年奥能登豪雨など、大規模な風水害なども発生しています。

こうした状況の中、高い防災機能を有し、強靱な都市を構築する「防災都市づくり」を進めていくことが重要です。貴重なオープンスペースでもある公園は、

避難、復旧・復興活動、被災者支援など、防災における様々な側面において拠点となる空間であり、そのための準備や機能の充実が求められています。

平成 29 年 4 月には一次避難場所となる防災公園と、災害時には災害対策本部や災害医療対策実施本部等に転換し災害対策活動の拠点となる「三鷹中央防災公園・元気創造プラザ」がオープンしました。引き続き、市内各所の公園緑地についても災害時における機能や役割を整理しながら、防災機能の向上を図る取り組みをハード・ソフトの両面から推進していきます。また、枯損が進む樹木の更新など、台風等の強風による倒木等の対策についても取り組んでいく必要があります。

さらに、障がいの有無に関わらず、子ども達が安全に遊ぶことができるインクルーシブ遊具の整備や熱中症対策としてミスト等の整備に取り組み、公園緑地施設の有効活用を図ります。また、引き続き公有地化による恒久的な公園緑地の確保、防犯性・安全性の向上、ユニバーサルデザインの導入など、市民が緑と水を身近に感じられる整備と運営に努めていく必要があります。



三鷹中央防災公園・元気創造プラザ

（３）新たなまちづくりの展開への対応

東京外かく環状道路中央ジャンクション（仮称）蓋かけ上部空間等を含む周辺地域を位置付けた「北野の里（仮称）」については、北野の里（仮称）まちづくり方針における当面の重点対応方針等と整合を図りながら、北野地域の持つ「緑と農のある風景」という地域特性を活かした整備などに取り組んでいく必要があります。



北野中央公園

三鷹駅周辺エリアや東八道路沿道などにおいても積極的に緑化を推進するなど、まちづくり事業と連携しながら、緑を創出し、緑とにぎわいが調和した緑の街並み空間づくりを進めていく必要があります。また、その他市内各所で予定されている新たな建築計画や都市計画道路の整備などに対して、良好な樹林（屋敷林等）や農地の保全、失われた緑に替わる新

たな緑の創出等に関する適切な対応を求めていく必要があります。

（４）拠点と軸線を結ぶ面的な「緑と水の連続空間」の形成

大規模な都市公園等の存在によって、市域の周辺部に偏りがちであった緑の連なりを市中心部にも形成していく考え方から「三鷹中央防災公園、農業公園を含む市民センター周辺エリア～仙川平和公園～丸池の里（丸池公園）～新川天神山青少年広場～仙川下流」まで及び「三鷹駅周辺エリア～風の散歩道～井の頭の森～市立アニメーション美術館」の連続した大きな緑と水のつながりを「緑と水の連続空間」として位置づけています。



丸池の里

このように河川等の軸線と緑と水の拠点や沿線の公園を結び付け、かつ周辺部の緑化を推進することで、厚みのある緑と水のネットワークを形成し、連続した緑の空間を創出することができます。引き続き、こうした緑と水の連続空間を市の中心部等に位置付け取り組みを進めることで、緑が有する多様な機能をより効果的、多面的に発揮できるようにしていく必要があります。

（５）農地・樹林地等、民有地の緑の保全策の充実

「三鷹らしい緑」の代表的な存在である生産緑地や屋敷林など、農地・民有地の緑に関しては、まちづくりと連動した保全・活用施策を進め、『農のある風景』の保全に努める必要があります。農地の保全に関しては、生産緑地地区制度に加え、「農のある風景保全地区」などを活用し、体系的・計画的な保全施策の推進が求められています。

三鷹の原風景ともいえる大規模民間施設等についても緑の保全や適正な維持管理、一般公開について位置づけをしていく必要があります。同様に市域に点在する『鎮守の杜』と呼ばれる寺社境内地の緑や、国分寺崖線及びその周辺の緑などにも注目し、その保全・活用を図っていくことが求められています。



生産緑地

（６）緑の「質」の捉え方に関する新しい視点

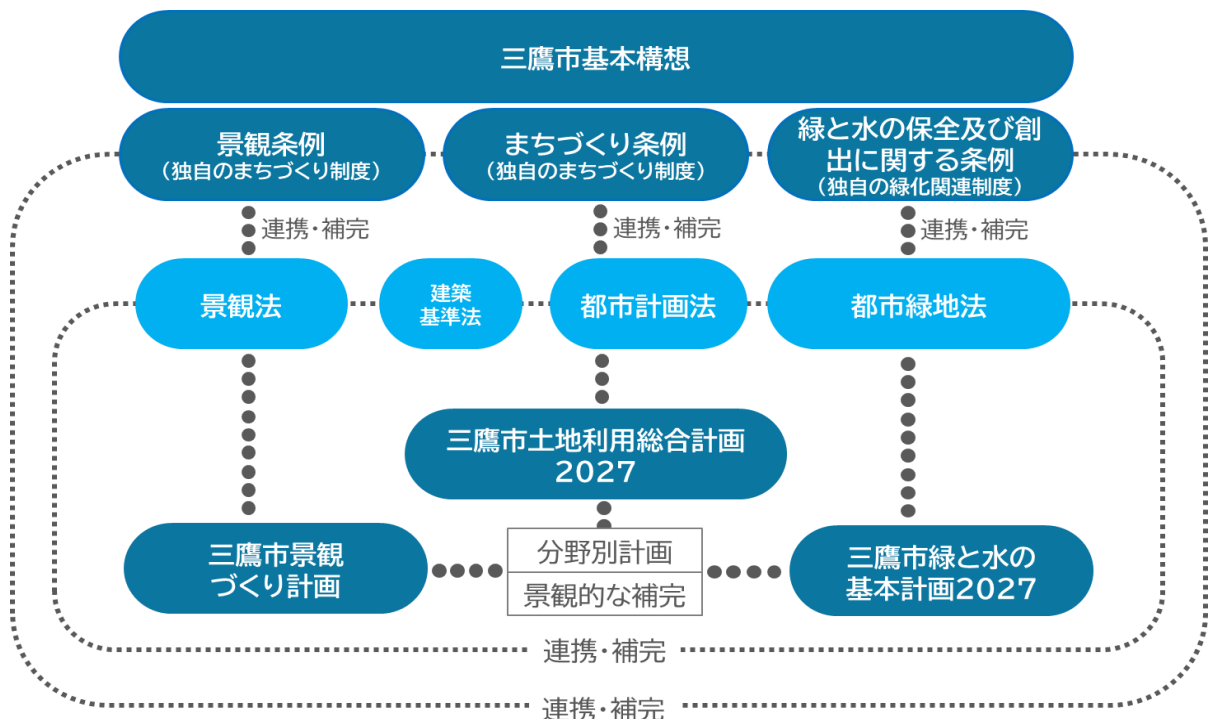
これまでは、緑と水の公園都市の将来像に向けて、「骨格（軸）」、「拠点」、「まちづくりのゾーニング」を設定し、緑の保全や緑化の推進など、緑と水のまちづくりに取り組んできました。今後は、緑あふれる「緑と水の公園都市」が実感できるように、緑の質の向上を図るとともに、点や線の緑から、さらに面的な広がりにつながるよう戦略的に取り組んでいく必要があります。

（７）「三鷹市土地利用総合計画 2027」、「三鷹市景観づくり計画」と連携した計画

「三鷹市土地利用総合計画 2027」、「三鷹市景観づくり計画」及び「三鷹市緑と水の基本計画 2027」は、いずれも三鷹市基本計画を上位計画とする個別計画であり、まちづくりに関して相互に連携・補完する関係にあります。

「土地利用総合計画」は都市計画法、「緑と水の基本計画」は都市公園法及び都市緑地法、「景観づくり計画」は景観法にそれぞれ基づいた諸制度を活用するという役割分担を明確にし、役割分担を行いながらも、相互に調整・整合を取っていく必要があります。

特に「三鷹市景観づくり計画」は、「三鷹市緑と水の基本計画 2027」における景観的な配慮を補完する役割があり、連携を強化して対応していきます。



■図 2-2 3計画の連携の考え